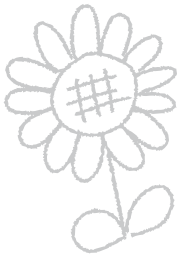


# 笠置町

# こども計画



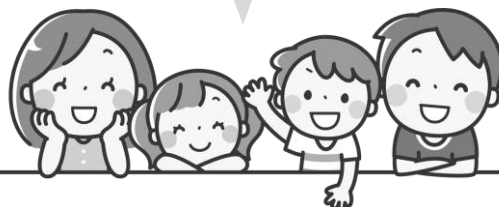
令和8年3月  
笠置町



# 目次

第1章 こども計画の策定にあたって .....	1
1. 策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画の策定体制 .....	3
第2章 計画の基本的な考え方 .....	4
1. 基本理念 .....	4
2. 基本目標 .....	5
3. こども施策の展開 .....	7
4. 計画の推進 .....	21
資料編 .....	22

この計画は「こども計画」という名前ですが、「こども」だけでなく「若者」や「子育てする人」も含めた、みんなのための計画です



「こども基本法」で定義される「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」を指します。本計画における「こども」についても同様の考え方とし、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある間は、年齢で必要なサポートが途切れないよう、すべてのこども・若者、子育て当事者を支援するための施策の推進を図ります。



# 第1章 こども計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

国が進める「こどもまんなか社会」の実現に向けて、笠置町においても町全体でこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども計画（以下、「本計画」という）」の策定を行いました。

これまで笠置町では、「子ども・子育て支援事業計画」を3期に渡って策定し、子どもや子育てに関する様々な課題への対応を進め、各種子ども・子育て支援を推進してきました。これまで実施してきた各種支援については、引き続き取り組んでいくとともに、こども基本法やこども大綱、京都府のこども計画を勘案した「こどもまんなか」のこども施策の推進を図っていきます。

すべてのこどもと若者が、権利や尊厳を守られながら健やかに育ち、大切にされながら明るい未来を描きつつ幸福な生活が送れるよう、そして、希望するすべての方が、安心してこどもを生み育てることができるまちとなるために、妊娠・出産期から乳幼児期・学童期、そして青年期までの切れ目のない支援を行うとともに、すべてのこども・若者や子育て当事者を地域全体で応援できる笠置町の実現に向けて進んでいきます。

### こども基本法に定められたこども施策の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

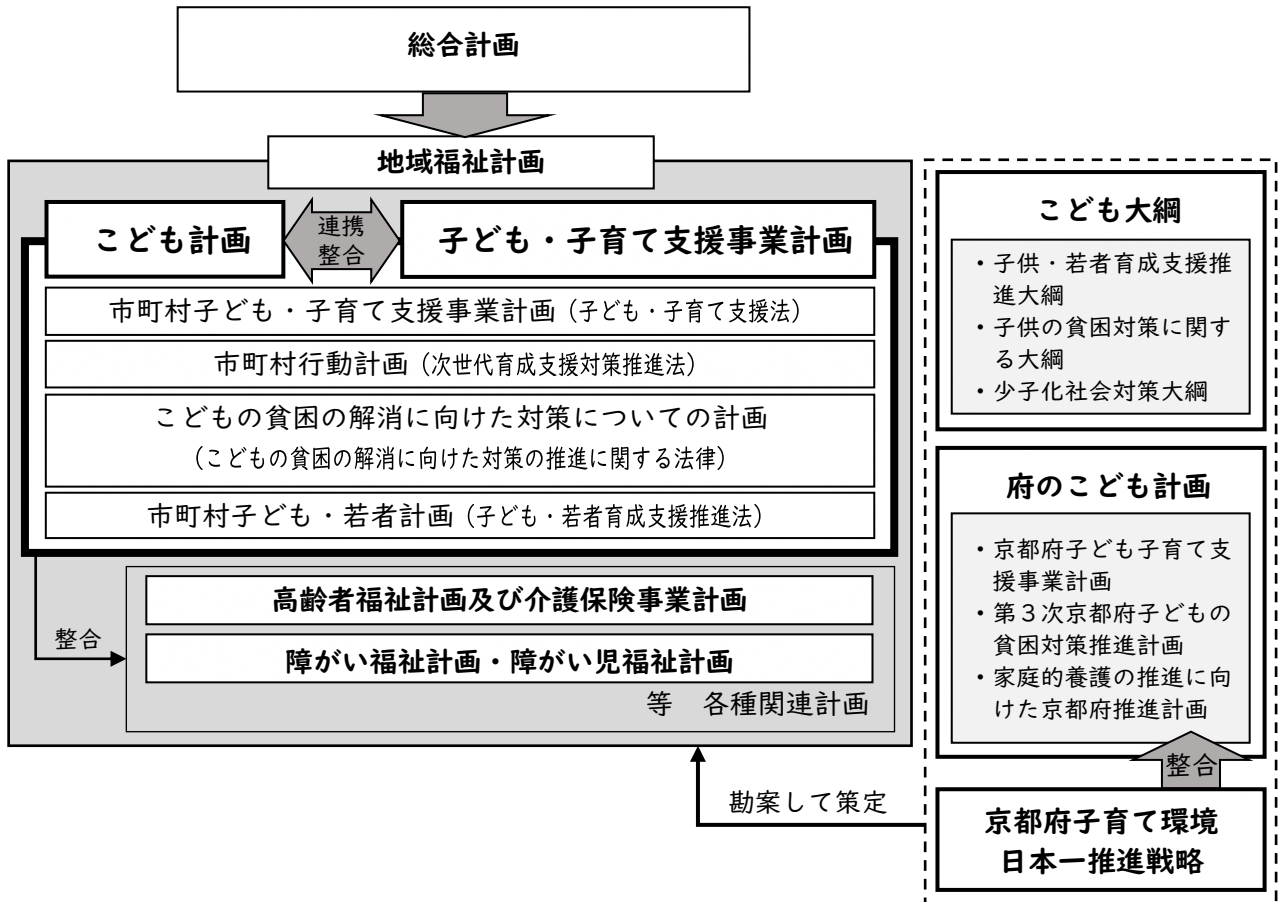
- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、こども施策に関する国や府の方針や方向性と整合性を図って策定しており、以下の計画を一体的に策定したものとなります。

また、本計画は、上位計画である「総合計画」や「地域福祉計画」に則し、関連計画と整合を図りながら、こども施策を推進します。



## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「第3期 笠置町子ども・子育て支援事業計画」の計画終了年度と合わせて令和8年度～11年度の4年間とし、次期計画については、一体化した計画策定を行う予定です。また、大きな社会状況の変化などがあつた際には、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行う場合があります。

2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
第2期 子ども・子育て支援事業計画						
後継計画	第3期 子ども・子育て支援事業計画					第2次こども計画 (一体化)
	第1次 こども計画					

## 4. 計画の策定体制

本計画の策定やこども施策の検討にあたっては、こども・若者や子育て当事者本人の声を大切にするため、アンケート調査を行い、幅広い意見聴取を行いました。また、関係団体への調査やパブリックコメントについても実施し、笠置町におけるこども施策に対し広く意見をいただき、計画への反映を行っています。

また、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体・事業所の代表者からなる「笠置町こども会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

アンケートやパブリックコメントにて、たくさんのご意見をいただきました

小中学生への調査		若者への調査	
調査対象	町内の小学生・中学生	調査対象	町内在住の高校生世代～39歳
調査時期	令和7年3月～4月	調査時期	令和7年3月～4月
回収票	19票	回答数	12票
いただいた意見を一部紹介		いただいた意見を一部紹介	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光や認知度向上に向けて取り組むべき</li> <li>● また花火が見たい</li> <li>● まちの良い所をもっとPRしたい</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町おこしをがんばってほしい</li> <li>● 温泉再開に向けて、手伝えることがあるなら参加したい</li> </ul>	
子育て当事者への調査		関係団体調査	
調査対象	町内の就学前児童・小学生・中学生の保護者	調査対象	町内でこどもの育成や支援を行っている団体
調査時期	令和6年2月～3月 令和7年3月～4月	調査時期	令和7年5月
回答数	13票	回答数	4票
いただいた意見を一部紹介		いただいた意見を一部紹介	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休息目的で一時的預かりしてもらえる支援がほしい</li> <li>● 習い事など、送迎問題は親として大変</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小さな町だからこそみんなで子育てを</li> <li>● 人材不足が課題</li> <li>● 相談場所の活用不足 気軽に相談できる場所が求められている</li> </ul>	

こども会議においても、たくさんのご審議・ご意見をいただきました

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域や他自治体との連携も含めた、こどもの体験づくりは重要</li> <li>● 手厚い支援は、「町によくしてもらった」という良い思い出になるだろう</li> <li>● 笠置町はこどもの数が少ないが、支援も手厚く魅力あるまちなので、もっとそこを発信していけると良い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの人数が少なく、活動等が実施できなくなっている現状がある</li> <li>● 相談したいと思う窓口・役場であるべき</li> <li>● 地域での「おかえり」の声かけといった、気軽な交流も今は減っている</li> <li>● 各種活動や集まりが、習い事になったりこどもの居場所になったら良い</li> </ul>
--	---

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

笠置町では、第3期子ども・子育て支援事業計画で「子どもは宝、地域全体で応援していくために こどもが豊かな心でのびのび育つまち 見守りあふれる笠置町」を基本理念として掲げました。

子ども・子育ての施策も含める本計画では、この理念の想いを受け継ぎつつ、すべてのこども・若者や子育て当事者を地域全体で応援できる笠置町の実現に向けて、以下を基本理念としてこども施策を推進します。

“こどもを宝”として育て、  
こどもたちが“宝と思う町”になるために

こども・若者が自分らしく輝くまち こどもまんなか笠置町

笠置町は、こどもの人数が少ない町です。

ですが、少ないからこそ「こどもは宝」と、大事に大事にみんなで子育てできる町です。

「地域全体」で、こども・若者・子育てする人を「応援」する笠置町。

「豊かな心でのびのび」とみんなに「見守られ」ながら育ったこども・若者たちが、  
笠置町を大好きになって“宝”だと思ってもらえるまちになるために。



笠置町 みんなで 「こどもまんなか」！

## 2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画では4つの基本目標を設定し、こども施策を推進します。

### 基本目標1 こどもの権利と機会を大切に守り、健全な育成を支援する

#### こどもの権利を守るため、情報発信や意識醸成に向けて取り組みます

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、こどもの権利を保障するこども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容をこども・若者本人たちや親等の子育て当事者、教育・保育に携わる者、地域住民をはじめとする大人に対して情報発信を行い、こども・若者の権利を守る意識醸成に向けた取組を進めます。

#### こどもの思い・意見を大切にしまちづくりを進めます

こども・若者にとって住みやすい、住み続けたい地域とするために、地域におけるこども・若者の思いや意見を反映し、こども・若者の社会参画を促進する環境を整備します。

#### こどもの健やかな成長を応援し、多様な機会づくりを行います

小中学校を活用した学びの機会を充実させるために、学校の教育環境整備を進めるとともに、日々の遊びや体験学習を通じた成長を促すための体験機会の創出を家庭や学校・保育所、NPO、地域の協力を得ながら進めていきます。



### 基本目標2 切れ目ない支援で手厚く支える

#### 笠置町における、手厚く・きめ細かく・切れ目ない支援を実施します

子育てをする家庭の悩みや不安を軽減し、地域内で安心して子育てができるように結婚から妊娠・出産・子育てまでを相談体制の充実や各種経済的な支援を通じて切れ目なく、きめ細やかな支援を実施します。

#### 配慮や心配りが必要な方含め、みんなを支える支援体制づくりを行います

子育て家庭やこども・若者において配慮や心配りが必要な家庭、個人に対して個々に応じた切れ目のない対応を行い、支援から取り残されることが無いような支援体制を学校、関係機関と連携しながら整えていきます。

### 基本目標3 安全な環境で安心してこどもが育つ

#### 困りごとがあっても相談できる、求める支援の情報が手に入る体制づくりを行います

子育て家庭やこども・若者が困りごとや不安があった際に相談できるような各種相談体制の充実と、相談内容に応じた適切な支援が行えるように各部門や関係機関で連携を図ります。また、各種支援の情報や地域内でのコミュニティ活動の情報提供を充実させ、地域に入り込んだ支援体制を整えます。

#### 医療体制の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進します

小児医療や休日・夜間救急体制の充実や健康相談対応の実施を通して、子育て家庭からこども・若者まで、誰でも安心して生活できるまちづくりを推進します。

#### こどもが犯罪等に巻き込まれることなく、安全に暮らせるまちづくりを推進します

こども・若者が犯罪や事故に巻き込まれないように、関係機関や地域住民と協力した見守り活動の充実や学校や保育所等の教育環境の整備によって安全に暮らせるまちづくりを推進します。



### 基本目標4 町全体でこどもを見守り育む

#### 多世代交流を促進し、おとなとこどもの繋がりを深くするとともに、地域全体でこどもを見守り育む意識・環境づくりを進めます

こども・若者の地域内での交流を充実させ、こどものための地域として生活空間を形成する、「こどもまんなかまちづくり」を進めるために、地域における子育て支援やこどもと関わる地域人材の育成、多世代の交流の場づくり等を推進します。

#### 居場所づくりを推進し、すべてのこどもがほっとできる場所を持つための支援・取組を進めます

こども・若者が、地域内で安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるように学校等関係機関や関係団体と協力しながらこども・若者の視点に立った居場所を整備していきます。

#### 就労に関するハラスメント対策や、子育てとの両立に向けた支援を進めることで、地域全体での働きやすい環境づくりを進めます。

若者が将来に希望を持ち、笠置町で子育てしたいと思えるような環境を整備するために、仕事と家庭が両立できるような雇用環境の整備や各企業に対しての啓発・助言を行います。

### 3. こども施策の展開

#### 基本目標Ⅰ こどもの権利と機会を大切に守り、健全な育成を支援する

##### 大事な視点

- こども・若者が権利の主体であることを地域住民と共有したうえで、地域において多様な遊び、体験、活躍が行える機会づくりが求められています。
- また、こども・若者に対して地域への参画や意見を表明する機会を促し、その意見を施策に反映させていくことが必要です。
- こども・若者の地域における健全な育成のために、支援を求める声を見逃さないよう個々の状況に応じた支援や対策を推進していく必要があります。

##### 【現状や課題】



アンケート

- ・ こどもの権利条約の認知度は、小学生で 60.0%、中学生で 66.7%、若者で 66.7%となっている。さらなる認知度向上へ取り組む必要がある。
- ・ 国や町に意見を伝えたいと思う割合は、小学生で 40.0%、中学生で 55.6%、若者で 33.3%。こどもたちの声や意見を聞く体制づくりやそれに応える施策の推進が求められる。
- ・ 今の自分が好きだと思う割合は、小学生で 90.0%、中学生で 77.0%、若者で 66.0%となっている。自己肯定感の向上に向けた取組の重要性も高い。
- ・ 生活の中の困難として、いじめや嫌がらせに 25.0%、不登校に 8.3%の方が直面した経験がある。

- ・ 笠置町の人口は減少傾向で、10歳階級で見ると、20代・30代の構成比率減少傾向となっている。

■10歳階級人口とその比率（39歳まで）

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0-9歳（比率）	28 (2.2%)	27 (2.2%)	25 (2.1%)	25 (2.2%)	25 (2.3%)	24 (2.3%)
10-19歳（比率）	44 (3.5%)	42 (3.4%)	36 (3.0%)	39 (3.4%)	39 (3.5%)	34 (3.2%)
20-29歳（比率）	79 (6.2%)	72 (5.8%)	70 (5.9%)	59 (5.1%)	47 (4.2%)	41 (3.9%)
30-39歳（比率）	87 (6.9%)	84 (6.8%)	79 (6.6%)	71 (6.2%)	67 (6.0%)	58 (5.5%)

※笠置町資料（各年4/1現在）

- ・ 年間出生数は、毎年度数人となっており令和6年度には0人となった。

■年間出生数

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間出生数	1	2	3	3	0

※笠置町資料（各年度4/1～3/31）



データ

【データ続き】

○要保護児童対策地域協議会対応児童数は、令和6年度で9人となっている。

■要保護児童対策地域協議会対応児童数		(単位：人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
要保護児童対策地域協議会対応児童数	7	6	8	9	9	

※笠置町資料（各年度未現在）

※要保護児童対策地域協議会対応児童数：要保護児童対策地域協議会によって実態が把握され、支援や見守りなどの対応が行われている、様々な事情により保護や支援を必要とする18歳までのこどもの数。



- ・学校の先生も一緒に、色々な笠置の行事を楽しみたい。(小学生)
- ・もっと町がよくなるように、地域の人と関わりたい。(小学生)
- ・有名人を呼んだりしてイベントをする。(中学生)
- ・祭りをいっぱい開催したらいい。(中学生)
- ・中止しているイベント（花火大会など）が開催できると良い。(若者)
- ・温泉が再開するために何か手伝えることがあれば参加したいと思う。(若者)
- ・少人数の良いところが子育て環境に反映されている。(保護者)
- ・アンケートの意見に対応してフィードバックしていくことが大切。(会議意見)
- ・こども大綱やこども計画に関する認知度が低いと思う。(会議意見)
- ・計画の対象に、20・30歳代も含まれているという認識がないのでは。(会議意見)
- ・広域や他自治体との連携も含めた、こどもの体験づくりは重要だと思う。(会議意見)
- ・こども議会や役場の体験就職で、こどもたちの参画機会づくりを進めていけると良い(会議意見)

【施策と事業・取組】

施策1 こどもの権利保障と意見聴取・反映の実施

家庭や学校、地域などのあらゆる場面において、こどもの権利が保障されるよう、こども・若者本人はもちろん、周りの大人に対する周知・啓発や学習機会の充実に取り組みます。

また、こども・若者が自身の意見を表明できる機会や意見を聴取する機会を充実させることで、こども視点でのまちづくりを進めるとともに、こどもの自己肯定感や主体性を育てます。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定や施策検討に向けたこどもの意見聴取の実施</li> <li>○意見表明や対話の機会づくりによる社会参画の推進</li> <li>○こどもの権利の普及・啓発、理解促進の実施</li> <li>○人権と人権問題についての正しい知識を備え、理解を深める、あらゆる機会を通じた人権教育や啓発活動の推進</li> </ul>
連携して 府や国と	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(社会的養護を必要とする子どもに対する支援) こどもの権利と最善の利益を守るため、児童・職員の人権及び権利擁護にかかる意見表明の機会の確保、意識の向上を図ります。</li> </ul>

## 施策2 多様な機会・学びの構築

笠置小学校、笠置中学校における、少人数の強みを活かしたきめ細かな学習事業と学びの機会の提供を行うとともに、こども・若者の体験機会創出のために、体験学習・スポーツ活動・地域イベント等の実施を推進します。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少人数の強みを活かしたきめ細かな学習事業の実施</li> <li>○一人ひとりにあった学びを仲間とともに進める授業の推進</li> <li>○こどもたちが望む勉強ができる機会の創出</li> <li>○情報教育・ICTを活用した教育DXの推進</li> <li>○GIGAスクールに対応したタブレットの有効活用</li> <li>○町の自然や歴史・文化遺産を活用したふるさと学習の充実</li> <li>○体験学習などによる郷土の歴史や文化を学ぶ取組の実施</li> <li>○親子ふれあい事業等の広域で連携した体験機会の創出</li> <li>○施設等での交流を通じた、ボランティア体験学習の充実</li> <li>○国際理解教育・外国語活動の推進</li> <li>○家庭や子育てに関する学習の推進</li> <li>○児童生徒の職業観・勤労観の育成</li> <li>○学校評議員制度の活用</li> <li>○体験活動などに関する情報提供の実施</li> <li>○「京都府教職員の資質能力の向上に関する指標」を活用した計画的な教職員研修の実施</li> <li>○放課後児童クラブの指導員や保育士に対する各種研修の実施</li> <li>○保育所での紙芝居や絵本の読み語り等によるこどもの読書活動の推進</li> <li>○スポーツ少年団活動の実施</li> <li>○こどもがいろいろなスポーツに触れることができる機会の創出</li> <li>○生涯にわたって運動やスポーツに親しむための「部活動地域移行」による環境づくり</li> <li>○障がいや発達の遅れで支援が必要な児童・生徒の学びへの支援実施</li> <li>○障がい児によるボランティア活動の場の創出</li> </ul>
<b>連 携 し て</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（夢を実現する教育）府と一体となって「教育環境日本一」に向けた取組を進めるため、「子どもの教育のための総合交付金」により、地域の実情に応じた特色ある取組を支援</li> <li>○（保育人材等の確保・質の向上）関係団体等と連携し、保育士や保育教諭、保育所等の魅力を伝える取組の強化や保育・教育経験者の再就業・定着を支援</li> </ul>

## 施策3 こどもの健全育成

こども・若者が健康に生活を送れるように非行行為やSNS等の悪質な情報、勧誘から身を守るための教育を推進し、こども・若者を包み込む学びのセーフティネットを構築します。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性、酒害、たばこ等に関する教育（思春期保健）の実施</li> <li>○薬物乱用防止対策の推進</li> <li>○情報モラル教室による悪質な情報からのこどもの保護</li> <li>○多様なこどもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築</li> </ul>

#### 施策4 食育の推進

こどもの健全な食生活と地域への愛着形成を図るために、学校や保育所の給食で地域の食材の供給を支援するほか、こどもの発達に応じた食に関する情報提供を行います。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児期から思春期まで発達に応じた食に関する情報提供</li> <li>○「食育の日」の啓発等、こどもと保護者への食育の推進</li> <li>○保育所での給食の実施</li> <li>○保育所での菜園活動やバケツ稲作り等、体験を通じた食育の実施</li> <li>○地域の食材の学校給食等への供給を実施</li> </ul>
連携して 府や国と	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（「子どものふるさと発見プロジェクト」の実施）保育所等と連携し、京都府産の農産物の利用と食文化等の情報発信を推進</li> <li>○（学習支援・個別支援の実施）こどもたちが、農作業や調理等の体験をすることで、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心を育む実践型の食育を推進</li> </ul>

#### 施策5 支援を求める声を見逃さない対応づくり

こども・若者本人や家庭に対して、相談したくてもできない、求める支援に繋がれないということがないように、家庭への訪問等の見守りや相談体制を整え、支援を求める声に対する早期発見、早期対応、アフターケア等の取組を行い、身体とこころの健康を保ちます。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診等の健診未受診のこどもに対する、個別の連絡・訪問による早期の状況把握と支援へのつなぎの実施</li> <li>○児童虐待防止の啓発</li> <li>○小学校スクールカウンセラー活用事業の充実</li> <li>○魅力ある学校づくり、お互いに認め合い高め合う仲間づくり、安心して学ぶことができる居場所づくりによる不登校児童対策事業の実施</li> <li>○要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>○いじめの未然防止と早期対応</li> <li>○育児不安や児童虐待・いじめ等に関する相談・情報提供の実施</li> </ul>
連携して 府や国と	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（夢を実現する教育）家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を訪問するなど、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目ない支援の実施</li> </ul>

## 基本目標2 切れ目ない支援で手厚く支える

### 大事な視点

- 地域における包括的な支援体制を構築し、妊娠から子育てまで切れ目のない子育て支援を行うことが必要です。
- 子育てや教育に係る負担軽減のための各種手当、助成の充実が求められています。
- 障がい児支援や医療的ケア児等の支援はもちろんのこと、ひとり親家庭やヤングケアラーといった個々の状況に合わせた適切な支援も求められています。

### 【現状や課題】



- ・結婚していない理由は、相手にまだ巡り合わないからが44.4%。また、結婚支援としては、結婚資金や居住支援が多い。結婚支援は、希望を叶えるためだけでなく、少子化対策としても重要な視点。
- ・保護者が感じる子育ての悩みとしては、こどもの教育や将来の教育費が最も多い。また、望ましい子育て支援施策としては、子育てにおける経済的負担の軽減と子育てのための安心、安全な環境整備が多い。
- ・経済的な状況として、生活が苦しいと回答する若者もごく少数ではあるがいる。貧困対策を進めていくことも重要な取組である。
- ・生活の中の困難として、いじめや嫌がらせに25.0%、不登校に8.3%の方が直面した経験がある。
- ・ヤングケアラーの認知度は、小学生60.0%、中学生77.8%、若者100%。またお世話をしている・したことがあると回答した若者が16.7%となっている。
- ・パートやアルバイトをしている方の約4割が、正規の仕事がないという理由で非正規の就労をしている。希望する仕事に就くための支援策についても重要。

- ・児童扶養手当受給資格者数は令和6年度に4人となっている。

■児童扶養手当受給資格者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童扶養手当受給資格者数	5	4	3	3	4
うち全額支給	5	3	2	2	3
うち一部支給	0	0	1	1	1
うち全額停止	0	1	0	0	0

※笠置町資料（各年度末現在）

- ・障がい児の手帳所持者は、令和6年度現在、療育手帳が1人となっている。

■18歳未満の障害者手帳所持者（精神障害は20歳未満）

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳所持者数	0	0	0	0	0
療育手帳所持者数	0	0	0	1	1
うち新規	-	-	-	1	0
うち継続	-	-	-	0	1
精神障害者保健福祉手帳所持者数	0	0	0	0	0

※笠置町資料（各年度末現在）





- ・一時保育を実現してほしい。子育て中の親が心に余裕をもって子育てするためには必要だと思う。(若者)
- ・就業していない人も休息目的で一時預かりを利用できるところがほしい。または保育所で預かってほしい。(保護者)
- ・若者が減っているの、もっと若者への支援を充実させてほしい。(若者)
- ・保育料の無償化など教育費に関わることに一番力を入れてほしい。(保護者)
- ・医療費を窓口で支払わないでいいようにしてほしい。後日請求がめんどう。(保護者)
- ・祝い金やおむつ・ミルク代支給などの支援をしてほしい。(保護者)
- ・困りごとを抱える支援対象者だけでなく、その親(支援者)への支援も必要。(会議意見)
- ・手厚い支援は、「町によくしてもらった」という良い思い出になるだろう。(会議意見)
- ・笠置町はこどもの数が少ないが、支援も手厚く魅力あるまちなので、もっとそこを発信していけると、良さが伝わって人を呼び込めるようになる(会議意見)

## 【施策と事業・取組】

### 施策Ⅰ きめ細かく切れ目ない支援の提供

子育て家庭に対する妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行うとともに、貧困や配慮等の理由で支援が必要なこども・若者に対するきめ細やかな支援を行います。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世代包括支援センターでの、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の実施</li> <li>○乳児家庭全戸訪問事業等の地域子ども・子育て支援事業を含む必要に応じた訪問指導の実施</li> <li>○家庭や子育てに関する学習の推進</li> <li>○母子保健における健康診査、訪問指導・保健指導などの充実</li> <li>○産前・産後ケアの実施</li> <li>○一時預かり事業の実施</li> <li>○こども誰でも通園制度の実施を含む、保育の実施・充実</li> <li>○少人数による保育・教育環境を活用したきめ細やかな子育ての充実</li> <li>○親子健康手帳の交付</li> <li>○乳幼児のおし歯予防</li> <li>○生涯にわたって運動やスポーツに親しむための「部活動地域移行」による環境づくり</li> </ul>
府や国と連携して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(妊娠から子育てまでの包括的な支援) 子育てピアサポーターのサポートによる、安心して妊娠・出産でき、孤立化を防ぐ支援体制の確立</li> <li>○(保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実) 地域ニーズに基づく保育所等の整備や多様な保育・子育て支援サービスの充実と地域における活動の充実</li> <li>○(相談支援体制の充実) 支援を必要とする家庭へのきめ細かな支援の提供と、支援従事者を対象とした資質向上・養成研修(府開催)への参加推進</li> <li>○(総合的な放課後児童対策の充実) 就学児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、関係団体や教育委員会との連携を強化</li> </ul>

## 施策2 経済的支援（各種手当・費用助成）

子育て家庭や子ども・若者に対して、それぞれ個々の状況に応じた各種手当・助成の充実を国、府の制度も活用しながら推進するとともに、手当・助成を当事者が知ることができるような情報提供体制の強化を図ります。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種手当・費用助成の支給</li> <li>○経済的負担が子どもを持つことへの歯止めとならないような支援の実施</li> <li>○不妊症治療費軽減事業に関する助成・拡充の実施</li> <li>○若者夫婦や子育て世帯に対する公共料金等軽減事業の実施</li> </ul>
<b>連 携 し て</b> <b>府 や 国 と</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（「子どもの健康を守るプロジェクト」の実施）各種支援・助成により、子育て世帯の負担・不安軽減を図る</li> </ul>

## 施策3 魅力増進と発信強化

若い世代の望むライフプランの実現に向けて町が実施している支援や、手厚い子育て支援は笠置町の大きな魅力です。さらなる魅力増進に取り組み、笠置町での暮らしや子育てを応援するとともに、笠置町の良さを知ってもらうための発信強化に取り組みます。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○結婚新生活支援事業の実施</li> <li>○子育て世代向け住宅の整備の検討</li> <li>○子育て世帯へ配慮した町営住宅の内装設備整備</li> <li>○他自治体と連携した出会いの場のイベント開催</li> <li>○商工会加入店舗新規就業者への補助制度の実施</li> <li>○定住に向けた情報提供等の総合的な環境整備</li> <li>○笠置町HP等を活用した情報発信</li> </ul>
<b>連 携 し て</b> <b>府 や 国 と</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（他分野と連携した出会い・結婚支援）関連機関と連携して「移住婚」の取組を展開し、京都府外の方と府内の方との結婚を、観光・移住・就労と一体的に支援し、府内への定着を図る</li> <li>○（夢を実現する教育）高等教育等への進学や就職など、将来に向けて夢を持ち、自らの望む社会的な自立が実現できるよう支援を行います。</li> <li>○（地域コミュニティの維持）自然に恵まれた子育て環境の良い地域への移住を促進するため、HPにおける情報発信や相談窓口の設置、地域体制づくりなどを実施</li> </ul>

## 施策4 みんなに届く手厚い支援の提供

配慮や心配りが必要な子ども・若者や子育て家庭に対して、必要な支援に繋がれるように関係機関や団体と連携しながら状況把握を行い、ニーズに応じた支援を行います。

事業・取組	
府や国と連携して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭に対する相談体制の整備、情報提供の実施</li> <li>○ひとり親家庭の交流機会の提供</li> <li>○母子・父子家庭高等技能訓練促進費の支給</li> <li>○保育所・小学校・教育委員会や役場等の連携による、配慮が必要な児童に対する支援の実施</li> <li>○障がいのある子どもに対する支援の実施（障がい児福祉計画との連携）</li> <li>○バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、障がいのある人への配慮を実施</li> <li>○外国籍の保護者を持つ子ども、帰国子女や母国語を日本語としない子どもといった、言語面・文化面・慣習面等の支援が必要な子どもに対する支援の実施</li> </ul>
府や国と連携して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（ひとり親家庭の子どもの生活の質への支援）ひとり親家庭において、親の就労環境により子どもの生活の質の低下につながらないよう支援</li> <li>○（「子どもの健康を守るプロジェクト」の実施）こどもの育ちを支える医師、保健師、保育士、教職員等の専門性向上と、全ての関係機関が連携し支える体制の充実</li> <li>○（ヤングケアラーへの支援）学校等と連携した広報啓発による認知度上昇と、相談支援・関係機関向けの研修・当事者同士のピアサポートの実施を推進</li> <li>○（障がいのある子どもへの支援の充実）教育機関や関係団体と連携し、早期支援につなげる体制づくりや家族への支援の充実と、障がい児の地域社会への参画を推進</li> </ul>

### 基本目標3 安全な環境で安心してこどもが育つ

#### 大事な 視点

- 必要としているひとに必要な情報が届けられるような情報発信能力と、相談しやすい体制づくりが求められています。
- 安心して暮らしやすい地域となるための保健・医療の提供体制の充実と、犯罪や事故などからこども・若者を守るための取組が求められています。

#### 【現状や課題】



アンケート

- ・小中学生や若者が抱える困りごとや悩みは多岐にわたるが、困った時に助けてくれる人がいないという方は0人となっている。
- ・若者が思う生活の中の困難を乗り越えるために必要なことは、家族・友人・知人への相談が16.7%、役場への相談が8.3%と、相談を求める声が多い。相談体制の強化が重要。
- ・国や町の取組等についての情報入手元は、町の広報紙が66.7%と最も多く、学校や友人から聞くが33.3%と次いで多い一方で、情報は入手していないという方も25.0%いる。また、大学の授業料無償化等の、学びを応援する国の支援について、知らない・聞いたこともないという若者が16.7%いる。情報発信の情報発信体制を整えていくことも重要である。
- ・子育てしやすいまちづくりのため重要な取組としては、道路や公園などの環境整備に次いで、小児救急医療体制の充実が多くなっている。
- ・インターネットの危険性について、説明を受けたり学んだことがない小学生が20%となっている。防犯の視点からも取組を進めていくことは重要。



みんなの  
声

- ・みんなでゴミ拾いをすると良いと思う（小学生）
- ・ゴミのポイ捨てなどしないようにして、町に迷惑がかからないようにしたい（中学生）
- ・街灯を増やすことが必要（若者）
- ・若者が相談する機会・場がない（会議意見）
- ・相談したいと思う窓口・役場であるべき（会議意見）
- ・受け身の情報提供ではなく、困っている方へ情報提供する体制が必要（会議意見）
- ・情報発信不足。移住してきたときに町の情報が得にくい（会議意見）
- ・ホームページが見つらく、情報更新がされていないときがある（会議意見）
- ・こどもたちの成長をみれる機会は、地域みんなでみれる笠置テレビなどで、積極的に発信していくべき（会議意見）

## 【施策と事業・取組】

### 施策Ⅰ 情報提供・相談体制の充実

こども・若者や子育て家庭に必要な支援を届けるための情報発信の強化を図りながら、地域に入り込んだ情報提供体制を整えます。また、困りごとや課題について相談できるように相談窓口の体制の充実を図りながら、必要に応じて関係機関と連携し、支援に繋げる体制も整えます。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こども・子育てに関する情報提供の実施と充実</li> <li>○妊婦等包括相談支援事業等の地域子ども・子育て支援事業による相談支援の実施</li> <li>○子育て世代包括支援センターを中心とした子育て相談体制強化を実施</li> <li>○子育てホットダイヤル等をはじめとする相談体制の充実</li> <li>○コミュニティ活動や住民活動が積極的に取り組まれるような情報提供や支援の実施</li> <li>○各部門が連携した助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制の整備</li> <li>○相談場所で気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や相談場所の確保</li> <li>○相談員の技能向上の実施</li> </ul>
連携して 府や国と	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（「あんしん『子育て教育』京都プロジェクト」の実施）子育て・教育の悩みに寄り添い、解決に導くための「子育て-教育コンシェルジュ」の活用を推進</li> <li>○（妊娠から子育てまでの包括支援）きょうと子育てピアサポートセンター、NPO と連携した相談体制の充実</li> </ul>

### 施策Ⅱ 安心できる医療体制

こども・若者や子育て家庭が地域で安心して生活するために、医療提供体制を関係機関との連携により整えます。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急・健康相談対応の実施</li> <li>○小児医療の充実・確保</li> <li>○休日・夜間の救急診療対応の実施</li> <li>○周産期医療ネットワーク体制の構築・維持</li> <li>○病児保育事業の実施</li> <li>○ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供</li> </ul>
連携して 府や国と	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（母子保健医療提供体制の充実）医療機関の役割分担やICT等による連携を強化するなど、医療ネットワークを拡充</li> </ul>

### 施策3 安全な環境整備

こども・若者にとって笠置町が安心して安全な環境となるように、関係機関や団体・地域住民と連携し、犯罪や事故等への対策や啓発活動、見守り活動を実施します。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通安全対策の充実</li> <li>○交通安全のための点検・整備の実施</li> <li>○送迎バスによる通学の安全性確保の実施と送迎バスの安全性向上の検討</li> <li>○保育所・小学校・中学校への通園・通学にスクールバスを配車</li> <li>○学校における防犯対策の充実</li> <li>○防犯教育の推進</li> <li>○地域防犯活動の推進</li> <li>○子ども110番の家の支援や地図作成と配布による周知の実施</li> <li>○防犯情報ネットワークの実施</li> <li>○犯罪等の被害にあった場合のケアの推進</li> <li>○夏季休業中の街頭指導・パトロールの実施</li> <li>○登校見守り隊の協力を得た通学路の安全確保の実施</li> <li>○PTAや民生委員・児童委員による登校時等の見守りの実施</li> <li>○こどもを取り巻く有害環境対策の推進</li> <li>○防犯体制の強化</li> <li>○環境浄化活動の実施</li> <li>○学校施設の老朽化対策に係る安全点検及び修繕</li> </ul>
<b>連 携 し て</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(子どもの安心・安全の確保)「こども110番のいえ」の整備や地域住民、事業者等の協力を得た「ながら見守り」の活動促進、「子ども見守りシステム」の拡充、消費者教育への支援や、若者への消費者トラブルに関する情報提供の充実を行う</li> </ul>

## 基本目標4 町全体で子どもを見守り育む

### 大事な視点

- 地域全体で子ども・若者を見守るために、子ども・若者の社会参画・意見反映を支える人材を育成することが必要です。
- 地域内で活動する若者が主体の団体や機関の活動を促進することも・若者のための環境整備が求められています。
- また、結婚しやすい、子育てしやすい就業環境構築のために、共働き、共育での推進や男性家事育児主体的参画、職場環境でのジェンダーギャップ解消などが求められています。

### 【現状や課題】



アンケート

- ・結婚・妊娠出産・子育てに温かい社会に向かっていると思う若者は66.6%となっている。
- ・地域の人といつもつながりを感じている割合は、小学生で80.0%、中学生で66.6%。近所付き合いがある若者の割合は50.0%。地域のおとなとこどものつながりはあるが、年齢が上がるにつれ、付き合いが希薄化する傾向もある。
- ・居場所（心が落ち着く場所）がないと思う小学生・中学生はいないが、若者では8.3%の方が居場所がないと思っている。
- ・生活の中の困難として、ハラスメントを回答する方が8.3%。対策を進めることも重要。
- ・理想とするこどもの出生数の実現に対し障害となることとしては、お金がかかることに次いで、仕事に差し支えることが多い。仕事と子育ての両立に向けた支援も必要となっている。
- ・団体の課題として、事務作業や法人運営が非効率であることが挙げられるが、団体で効率化を行うための時間・労力が不足している。
- ・町内のほっとサロン等の子育て相談場所が活用されていないという意見が関係団体調査で挙がっている。



データ

- ・若者の未婚率が、全国・京都府と比べ高い傾向にある。

■若者の未婚率

(単位：%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
笠置町	100.0	93.1	88.5	92.9	60.5
京都府	99.8	95.5	70.9	43.8	31.1
全国	99.7	93.8	67.7	41.3	29.1

※令和2年国勢調査



みんなの

- ・わかさぎ公園を復活させてほしい（小学生）
- ・地域の人との関わりを持ちたい（小学生）
- ・みんながワクワクするようなイベントをみんなでやりたい（小学生）
- ・地域に住んでいる人たちが豊かに暮らせることが大事（小学生）
- ・できるだけ挨拶するように心がけている（小学生）
- ・笠置町の歴史や良い所をもっとPRしたい（小学生）



- ・高齢者と仲良くなれるような活動をしてほしい（中学生）
- ・地域のつながりを心がけて、挨拶するようにしている（中学生）
- ・もっと笠置町内に移住してもらえるように、公園等を大きくして遊ぶ所を増やす（若者）
- ・こどもが安心して遊べる場所を作る。公園の設備や遊具の整備・改修が必要（若者）
- ・地域清掃の参加者が少人数になっている。業者委託など負担軽減したいが、地域での反対もあると思うので、町主導で調整してほしい（若者）
- ・なるべく地域の人と関わってこども達を見守っていただけたらいいなと思う（若者）
- ・地域での「おかえり」の声かけといった、気軽な交流も今は減っている（会議意見）
- ・各種活動や集まりが、習い事になったりこどもの居場所になったらいい。（会議意見）
- ・地域活動に参加していない子が地区によっている（会議意見）
- ・笠置町に若者にとっての魅力が少ない（会議意見）
- ・こどもの人数が少なく、活動等が実施できなくなっている現状がある（会議意見）
- ・地域のイベントが交流になるだけでなく、町に帰ってくる理由の1つでもある（会議意見）

## 【施策と事業・取組】

### 施策Ⅰ 地域全体でこどもを支え見守る環境づくり

地域住民や関係機関、関係団体の連携のもと、地域全体でこども・若者や子育て家庭を尊重し、見守り、地域全体で子育てを行えるような活動や支援を推進します。

事業・取組	
府や国と連携して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てサポーター、育児ボランティア、地域活動ボランティアの育成支援</li> <li>○子育て支援講座の実施</li> <li>○学校、家庭、地域社会の連携・協働によるこどもの見守りと育成・支援</li> <li>○幅広い分野の有識者等から町政に対するご意見やアイデアをもらい、対話と参画によるより良いまちづくりを推進</li> <li>○子育てサポーターやボランティア等、幅広い地域の関係者が参画する支援ネットワークの充実</li> <li>○「やましろ未来っ子育成推進会議」の構成団体と連携した見守り、子育て応援の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（妊娠から子育てまでの包括的な支援）子育ての相談に対し、民生・児童委員との連携を強化し、地域ぐるみの相談・支援体制を充実</li> <li>○（地域ネットワークの強化）圏域におけるネットワークの強化を図り、こどもに係る情報共有等を促進</li> <li>○（学校と地域による総合支援）小中学校に配置・派遣するまなび・生活アドバイザーや福祉関係機関、地域のNPOや自治会、民生・児童委員等の関係団体により、こどもの学習・生活に関わる様々な環境を改善するためのネットワークを構築</li> </ul>

## 施策2 幅広い交流によるこどもと地域のつながり強化

こども・若者と多世代の地域内での交流を促進し、こども・若者が笠置町に対して愛着を持つだけでなく、地域住民にとっても活力が湧くような活動を支援していきます。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者との世代間交流の推進</li> <li>○地域住民との学習・交流や地域学習の実施</li> <li>○学校運営協議会制度による、地域と学校が連携したより良い学校・地域づくりの推進</li> <li>○子育て世帯の多い近隣市町村との交流の場づくりの実施</li> <li>○タブレット端末を活用しこどもたちが地域の魅力を発信するような取組の実施</li> <li>○笠置の自然や地域資源を生かしてこどもと関わる人材の育成</li> <li>○各区が主体的に実施する交流活動の支援</li> <li>○障がいのある人とない人がともに参画し、楽しめる行事・イベント・学習会等の企画・実施</li> </ul>
連携して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（「子育てにやさしいまちづくり推進計画」）「こどもと地域の大人」や「こども同士」の交流やつながりを生み出し、「まち全体でこどもを見守り支える」事業を推進</li> <li>○（「子ども・地域と育つ商店街プロジェクト」の実施）商店街等において、空き店舗を子育て支援拠点やチャレンジショップとして活用する取組を支援</li> </ul>

## 施策3 地域で「ほっとできる」居場所づくり

地域において、こども・若者が安全に安心して過ごすことができる場所をつくることで、自分らしく社会生活が営めるような環境づくりを進めます。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援拠点事業等地域子ども・子育て支援事業の実施を含む、子育て拠点機能の整備</li> <li>○社会教育施設・文化施設、社会体育施設、学校施設などを活用した居場所づくり</li> <li>○すべての世代が集える居場所づくりの実施</li> <li>○ほっとサロンの場を活用した乳幼児相談の実施</li> <li>○児童公園の再生・整備検討等、こどもが伸び伸びと遊ぶことができる場所づくりの推進</li> <li>○かさぎ・まなび塾等、各種体験・交流活動による居場所づくりと体験・学びの提供</li> </ul>
府や国と連携して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（子ども・子育て世代の居場所・交流の場づくり）親子が気軽に集える場の確保と、育児負担の軽減、リフレッシュが図れるよう、身近な預かりの場を拡充</li> <li>○（きょうとこどもの城づくり事業の推進）NPO等が地域のこどもの居場所や子ども食堂の開設・運営に係る支援やネットワーク構築等を行うことができるよう取組を推進</li> <li>○不登校児童生徒を支援するため、スクールカウンセラー等の専門家の配置、教育支援センターの機能強化、「もう1つの教室」の取組の推進など、総合的な取組を推進</li> </ul>

## 施策4 社会が子育てを支援する体制の整備

こどもがいても安心して子育てと仕事を両立できる体制を整備するために、雇用環境の整備や企業への啓発活動を行います。

事業・取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業へのワーク・ライフ・バランスの啓発の実施</li> <li>○仕事と生活の調和や働き方改革に関する、情報提供や講演会の実施と周知</li> <li>○働き方改革の実現に向け職場全体の働き方や雰囲気を変えていくための、事業主への働きかけの実施</li> </ul>
連携して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仕事と子育てが両立でき、男女ともに活躍できる職場づくり）女性の就業継続・キャリア形成に係る支援や、男性の家庭・地域活動への参加を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを進めることにより、育児と仕事が両立できる働き方の実現について発信を強化</li> </ul>

## 4. 計画の推進

### 【推進体制と地域等との連携】

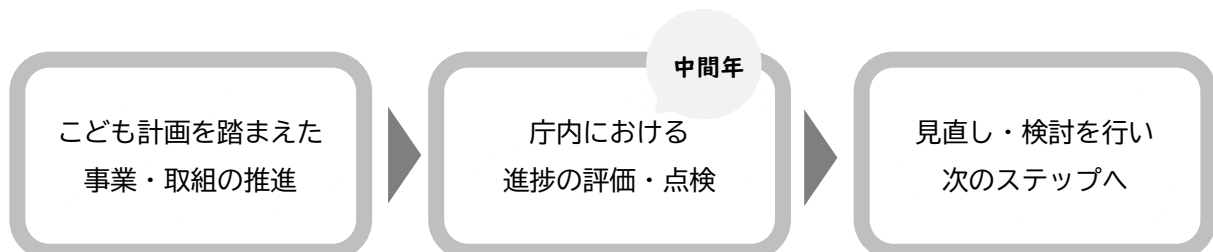
こども施策は、教育、福祉、保健など多岐にわたる分野に関連しています。そのため、町で策定している総合計画や総合戦略をはじめとする、こども・若者、子育て世代に関わる各計画において推進されている各種施策や目標との連携を図るとともに、組織の枠組みを超えた各部署間の連携を強化し、全庁的な推進体制のもとで計画の推進を図ります。また、国や京都府と連携した施策の推進を図るとともに、国・府の補助や助成（こども・子育て支援事業債等）の制度を最大限に活用して取り組みを進めていきます。

そして、施策の推進には、行政の力だけでなく、町民、家庭、地域コミュニティ、関係団体、企業といった多様な主体が互いに手を取り合って取り組んでいくことが不可欠です。地域社会全体でこどもや子育てを応援するこども施策の推進を図ります。

### 【進捗管理と意見聴取・反映】

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進していくため、庁内における進捗状況の評価・点検を実施します。

この評価・点検は、計画の中間年で実施することを基本とし、施策の進捗確認を行うとともに、本計画に基づき実施した既存・新規の取組や、施策推進に係る課題の把握を行い、各施策の着実な推進と実効性の担保を図ります。そして、この点検結果や本計画の策定・推進に当たり聴取した各種意見をふまえ、事業の見直し・検討を含めた計画のさらなる推進を図ります。



# 資料編

## 1. 笠置町子ども・子育て会議条例

---

平成 25 年 8 月 1 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項及び子ども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 13 条第 3 項の合議制の機関として、笠置町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
  - (2) 笠置町子ども計画(本町の子ども基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村子ども計画をいう。)の策定及び変更に関する事項の調査審議
- 2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、児童福祉所管課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年笠置町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附則(令和 5 年条例第 12 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 7 年条例第 14 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 委員名簿

(敬称略/順不同)

	氏名	所属等	備考
1	山下 利恵	笠置保育所保護者会 副会長	
2	岩下 さやか	笠置小学校 PTA 会長	
3	二滝 覚之	笠置小学校 PTA 副会長	
4	水本 真代	笠置小学校 PTA 副会長	副会長
5	谷本 一榮	笠置町主任児童委員	会長
6	北川 一美	笠置町主任児童委員	
7	田原 美津子	笠置保育所 所長	
8	宇野 元太郎	笠置小学校 教諭	
9	岸田 啓介	教育委員会学校教育課 課長	
10	柘植 一二	山城南保健所福祉課 課長	
11	前田 早知子	笠置町参事	

### 3. 策定の経緯

年月日	開催会議等	内 容
令和7年 3月11日 ～4月7日	笠置町こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生アンケート（町内の小学4～6年生全員）</li> <li>・中学生アンケート（町内の中学1～3年生全員）</li> <li>・小中保護者アンケート（上記小中学生の保護者）</li> <li>・若者アンケート（高校生世代～39歳の町民全員）</li> </ul>
令和7年 8月21日	第1回笠置町こども会議	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笠置町こども計画について</li> <li>・笠置町こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査について</li> </ul>
令和7年 10月29日	第2回笠置町こども会議	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笠置町こども計画骨子案について</li> </ul>
令和8年 1月19日	第3回笠置町こども会議	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笠置町こども計画素案について</li> </ul>
令和8年 2月10日 ～2月27日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に対する住民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメントを実施</li> </ul>
令和8年 3月16日	第4回笠置町こども会議	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・笠置町こども計画原案について</li> </ul>

## 笠置町こども計画

発行年月：令和8年3月

編集：笠置町 保健福祉課

笠置町役場

〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90-1

TEL：0743-95-2301 FAX：0743-95-3021

笠置町

# こども計画

